

○砥部町教育委員会傍聴人規則

平成17年1月1日

教育委員会規則第3号

改正 平成27年3月26日教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、砥部町教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他必要な事項を記入した傍聴申請書(別記様式)を教育長に提出し、傍聴の許可を受けなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において、傍聴を不適當と認める者

(傍聴の制限又は拒絶)

第4条 傍聴席が満員となったとき又はその必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日教委規則第4号)抄

この規則は、平成27年4月1日において現に在職する教育長が欠けた日又は平成29年2月17日のいずれか早い日から施行する。